

## 平成17年度協働事業提案 公開調整記録

### No. 1 市役所関連施設の忘れ物傘の再利用（リユース）事業

#### 【第2回目】

と き 平成17年7月7日（木） 10:00～10:35

ところ 大和市役所会議室棟201会議室

参加者

- ・ 提案者：二条通り商店街振興組合 エコ倶楽部 内田 俊さん
- ・ 関係課：環境総務課（北島）
- ・           ：産業振興課（高橋）
- ・           ：契約管財課（早坂）
- ・ 協働推進会議委員：小杉委員、杉山委員
- ・ 事務局：市民活動課（小山、小林）

---

#### 【前回調整の確認事項】

大和市物品取扱規則の第15条の貸付

大和市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条

上記 と についての契約管財課・環境総務課の解釈を確認し、できる可能性について検討。さらに出来る場合と出来ない場合、具体的な内容を本日表示す。

---

#### 【提案者の想い・調整の主な内容】

提案者

- ・ 市役所関連施設の忘れ物傘をリユースしたい。
- ・ リユースのために市役所に傘を集めてもらうのではなく、今やっている仕事の延長で、結果的に傘が集まったという形で。
- ・ 費用負担については、傘に貼るものをタグにするのか、カードにするのか。まだ組織としての意見がまとまっていない。
- ・ 予算の見積もりをまだ出せない。

#### 契約管財課

- ・ 大和市物品取扱規則の第 15 条の貸付での解釈  
又貸し、紛失等の煩雑さがあるので、この規則での解釈は避けたい。
- ・ 大和市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 6 条での解釈  
この提案事業が条例に基づいて行われる協働事業として実施されるならば、公益性が認められる。という解釈。
- ・ この解釈は、市役所の法制担当で確認済。
- ・ ただし、あくまでも協働事業として実施された場合に傘を譲与。
- ・ 例規等の変更はない形でこの提案事業を進められる。

#### 環境総務課

- ・ リユースの視点は環境でも持っている。
- ・ 提案事業が協働事業として実施になれば、PR は出来る。

#### 産業振興課

- ・ PR は出来る。
- ・ 傘にタグシール等を貼った【産業振興課で】状態でも譲与できる。

#### 協働推進会議委員

- ・ 協働事業のプロセスで市に提言して、採択されれば協働事業として認められる。

#### 事務局（市民活動課）

- ・ 公益性のないものは協働事業になりえない。
- ・ タグシール等に「協働事業」を PR できるものを広告できると良い【希望ですが】

#### 【最終確認】

- ・ 大和市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 6 条の解釈で傘の譲与は可能。
- ・ ただし、協働事業として採択された場合のみに傘を譲与。
- ・ 市としては、協働事業として展開できればと考えている。
- ・ まずは、市役所本庁の忘れ物傘で実施。
- ・ あとの市の施設は、段階的に進めていく。
- ・ 提案事業の詳細【傘の引渡し等】については個別の調整を行い、市の窓口は契約管財課。
- ・ 費用負担についても、今後個別に調整していく。

【記録者：市民活動課 小林】